

令和3年第8回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

令和3年8月6日（金）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

2. 委員の現在数

10名

3. 出 席 委 員

1番 田村 星 寿	3番 嶺 岸 勝 志
4番 三 須 清 一	5番 大 井 栄 一
6番 大 炊 三枝子	7番 成 島 誠
8番 川 村 泉 治	9番 宮久保 勝
10番 根 本 博	

4. 欠 席 委 員

2番 中 野 栄

5. 出席事務局職員

局 長	増 田 浩四郎
庶 務 係 長	遠 藤 幸 廣
農 地 係 長	富 塚 隆 則
主 任 主 事	片 桐 圭 悟

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第3号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について

- 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する
専決処分について
- 報告第 3 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書について
- 報告第 4 号 農地法の規定による許可を要しない土地の判定について
- 報告第 5 号 農地所有適格法人からの報告書の提出について

三須清一会長 ただいまから令和3年第8回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員9名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

10番 根本博委員

1番 田村星寿委員

よろしくお願いたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の富塚係長を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、御審議いただく案件は、議案第1号から議案第3号までの合計3議案についてです。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」1件。

議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」新規1件、中間管理機構2件、所有権移転2件、合計5件。

議案第3号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」1件です。

以上で議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和3年8月6日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。議案資料も1ページからとなります。

整理番号1番の申請地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、面積は759平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北東側約229メートルに位置しています。位置図は、議案資料の4ページを御覧ください。

譲受人は〇〇〇の農業者で、譲渡人は〇〇の方です。農業経営規模を拡大するため、自作地に隣接している農地の所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第2調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第1号整理番号1番について、調査結果を報告します。

譲受人、譲渡人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

整理番号1番の譲受人の経営耕地面積は、自作地のみ約0.54ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間100日で、妻が60日です。トラクター、田植機をそろえています。

経営農地については全て効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第2調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番の質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番について許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1番については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農用地利用集積計画(案)の決定について」整理番号1番から5番を審議します。

なお、整理番号3番は〇〇〇委員が関係者となっております。〇〇〇委員は農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与の制限があります。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。

下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているので、この会の意見を求めます。

提出日、令和3年8月6日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をします。議案資料は8ページからとなります。

整理番号1番の賃借権を設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田1筆、面積は924平方メートルです。権利の設定を受ける者は〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号2番の賃借権を設定する農地は、〇〇地先の地目田1筆、〇〇〇地先の地目田2筆、合計3筆、合計面積は5,022平方メートルです。権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は有限会社今井興業ライスセンターで、権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号3番の賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田1筆、面積は4,372平方メートルです。権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の農業者で、権利を設定する者も〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は全面積で〇万円です。

整理番号4番の所有権を移転する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目田3筆、〇〇〇地先の地目田1筆、合計4筆、合計面積は12,016平方メートルです。権利の設定を受ける者は〇〇の農業者で、権利を設定する者は〇〇の方です。

整理番号5番の所有権を移転する農地は、〇〇字〇〇地先の地目畑2筆、合計面積は1,966平方メートルです。権利の設定を受ける者は〇〇の農業者で、権利を設定する者も〇〇の方です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、大井第2調査会長から、議案第2号の調査結果についての報告をお願いします。

大井栄一調査会長 議案第2号整理番号1番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地を含め約10.36ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間330日で、妻と父と子が180日です。トラクター、コンバイン、農用自動車等を一通りそろえています。

整理番号2番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含め約33.19ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、父が253日、母が100日、妻が45日です。トラクター、

コンバイン、農用自動車等をそろえています。

整理番号3番の転貸を受ける者の経営面積は、借受地を含め約5.33ヘクタールで、農業従事日数は、本人と妻が年間330日、父が300日、子が310日です。トラクター、農用自動車、コンバイン等を一通りそろえています。

整理番号4番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地を含め約33.72ヘクタールで、農業従事日数は、本人と父と母が年間280日です。トラクター、コンバイン、農用自動車等を一通りそろえています。

整理番号5番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地のみ約0.24ヘクタールで、農業従事日数は、本人と妻が年間300日です。耕運機、農用自動車をそろえています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では、権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」整理番号1番から5番のうち、整理番号1番、2番、4番、5番に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」整理番号1番、2番、4番、5番について許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号1番、2番、4番、5番については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」整理番号3番に対する質疑に入ります。

なお、〇〇〇委員が譲受人となっています。先ほど申しましたとおり、〇〇〇委員は農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限がありますので、退出していただきます。

(〇〇〇委員退室)

それでは、御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」整理番号3番について許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」整理番号3番については原案どおり許可することに決定いたしました。

〇〇〇委員を入室させてください。

（〇〇〇委員入室）

三須清一会長 次に、議案第3号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の5ページをお開きください。

議案第3号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和3年8月6日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をします。議案資料は13ページからとなります。

本件は、相続税の納税猶予の適用を受けてから20年を迎えることから、この適用農地の利用状況について柏税務署長より利用状況確認依頼があったものです。これを受けて、地区担当委員と事務局とで現地の状況を確認しました。

事務局からは以上です。

三須清一会長 それでは、整理番号1番について地区担当の根本委員から報告をお願いします。

根本博委員 令和3年7月5日、事務局職員と納税猶予の特例の適用を受けている〇〇〇地先の田1筆、面積2,042平方メートルについて現地確認を行いました。

その結果、自ら所有し、適切に利用されていることを確認しました。

以上です。

三須清一会長 以上で報告が終了しました。

これより議案第3号整理番号1番に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」採決します。

原案どおり報告することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号整理番号1番は原案どおり報告することとしました。

三須清一会長 続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは、報告いたします。

報告は、第1号から第5号までの5件です。

報告第1号は、「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、5件受理しました。届出事由は、住宅が4件、事務所が1件です。

報告第2号は、「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、2件受理しました。届出事由は、住宅が1件、駐車場が1件です。

報告第3号は、「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、2件受理しました。届出事由は相続です。

報告第4号は、「農地法の規定による許可を要しない土地の判定について」で、1件判定しました。7月20日に実施した第3地区の農地パトロールにおいて、農業委員3名、農地利用最適化推進委員2名で、40年以上前から樹林地化している〇〇の農地を確認いただきました。

報告第5号は、6月総会で御審議いただきました議案第2号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」です。この中の農地所有適格法人からの報告への対応の説明で、報告書の未提出が1法人ありましたが、7月20日付をもって提出されましたことを御報告いたします。

事務局からは以上です。

三須清一会長 報告第1号から第5号について、何か御意見がありましたら挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和3年第8回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。